

## 元女性国税専門官からのひとこと～年収の壁～

昨年から盛んに議論された「年収の壁」。「103 万円の壁」は主に税金に関する基準ですが、収入が一定額を超えると社会保険料の負担が発生する「130 万円の壁」や「106 万円の壁」など、社会保険に関する基準とも関連があります。これらについても収入が増えることで負担が増加します。

令和 7 年の自由民主党・公明党の両党による税制改正大綱で、「103 万円の壁」は「123 万円の壁」に変更されることになりましたが、改めて所得税、社会保険料をめぐる年収の壁について、おさらいしてみましょう。

## 税・社会保険料をめぐる年収の壁（令和 6 年度）

年収	住民税	所得税	社会保険料	配偶者控除	配偶者特別控除
100 万円以下	かからない			対象	対象外
100 万円超	かかる	かからない			
103 万円超	かかる→123 万円超？		かからない	配偶者特別控除 に切り替わる	対象
106 万円以上			条件を満たす場合はかかる		
130 万円以上			かかる（60 歳以上 や障がい者の場合は		
150 万円超			180 万円以上）		控除額の縮小
201 万円超			対象外		

## 1. 税の壁

昨年度までは、パート労働者の年収が 100 万円を超えると住民税、103 万円を超えると所得税がかかりました。所得税は基礎控除が 48 万円、給与所得控除が 55 万円あるため、合計額の 103 万円までは税金がかからなかったのですが、これが令和 7 年度から基礎控除、給与所得控除ともに 10 万円ずつ上がって 123 万円の壁になります。

年収が 103 万円を超えないように働く時間を抑える人が多いのは、103 万円を超えると企業が配偶者手当を打ち切るケースが多く、世帯収入が減るのを避けようとするためでした。19 歳以上 23 歳未満のアルバイト学生は 103 万円を超えると特定扶養控除がなくなって親の税負担が一気に増えます。この影響を避けるため、特定親族特別控除（仮称 150 万円）が創設される予定です。

## 2. 社会保険料の壁

社会保険料の壁は、51 人以上の企業に勤めるパート労働者なら年収が約 106 万円に達すると、社会保険に加入する義務が発生して保険料を払わなければなりません。年収 130 万円以上になると企業規模に関係なく加入する必要があります。年収 106 万円で社会保険に入ると、年 15 万円程度の社会保険料の負担が発生します。105 万円まで働くのをやめた場合よりも手取りが減ってしまい、加入前よりも手取りを増やすにはおおむね年収 125 万円になるまで働く必要があります、負担感が大きいのです。

年収 150 万円の壁は配偶者特別控除に関係します。この金額を超えると配偶者特別控除が段階的に減り始めます。手取りは働いた分だけ増えるものの、夫（配偶者）の税負担が増えるため、働き控えの一因となっているのです。